

---

## 第2期上里町子ども・子育て支援事業計画

---



上里町マスコットキャラクター

**こむぎっち**

令和2年3月

埼玉県 上里町



## はじめに

近年、家族構成や雇用環境、地域のつながりなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、時代の変遷とともに大きく変化しています。さらに、平成・令和と時代が進むなかで、出生数は年々減少の一途をたどっており、令和元年の全国の出生数は90万人を下回るようになってしまいました。出生数の減少による社会への影響は深刻であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、引き続き取り組んでいかなければならない重要課題です。



現在、子どもや子育てをめぐる環境は十分でなく、また、子育てにかかる経済的負担も大きく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。そのため、働き方改革、男性の育児参加や育児休業取得率の向上、幼児教育・保育の無償化等の施策など、複雑化する状況に対応できるきめ細やかな支援が求められています。

本町においても、「上里町次世代育成支援行動計画」を踏まえ、平成 27 年度から「地域も子育て親育ち、安心して子育てができる町 かみさと」を基本理念とした「上里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育て家庭のニーズや複合化する課題に対応し、子どもやその家族が安心して暮らせる町づくりを目指し様々な子育て支援施策に取り組んでまいりました。

このたび、第 1 期の基本理念を継承し、令和2年度から令和 6 年度まで計画期間とする、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やその関連業務のさらなる円滑な実施、配慮を必要とする子どもや家庭への支援に取り組んでまいります。

今後、本計画を適切に進捗管理し積極的に進めることで、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。そして、次代を担う子どもたちが上里町を「ふるさと」として誇りに感じられるよう、各種子育て支援施策を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました上里町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

上里町長 山下博一



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 子どもや子どものいる家庭の状況	4
2 教育・保育施設の状況	9
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題	13
4 第1期計画の進捗状況	22
第3章 計画の基本理念等	24
1 基本理念	24
2 基本的な視点	24
3 計画の施策体系	25
4 計画フレーム	26
第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実(子ども・子育て支援事業計画)	27
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保	27
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	38
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	38
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	38
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	38
6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	38
7 外国につながる幼児への支援・配慮	39
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	39
第5章 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組	40
第6章 配慮を必要とする子どもや家庭への支援(子どもの貧困対策に関する計画を含む)	41
1 子どもの貧困対策	41
2 障害児の支援体制の構築	43
第7章 計画の推進に向けて	44
1 推進の体制	44
2 計画の達成状況の点検及び評価	44
資料編	45
1 策定経緯	45
2 上里町子ども・子育て会議設置要綱	46
3 上里町子ども・子育て会議委員名簿	48
4 用語解説	49



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の出生数は、平成30年実績で100万人を割っており、人口動態による出生数の調査開始以来過去最少という状況となっています。

また、少子化の一方で、世帯の細分化や地域のつながりの希薄化等を背景として、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に、保育園等利用の待機児童対策が依然として大きな課題となっています。

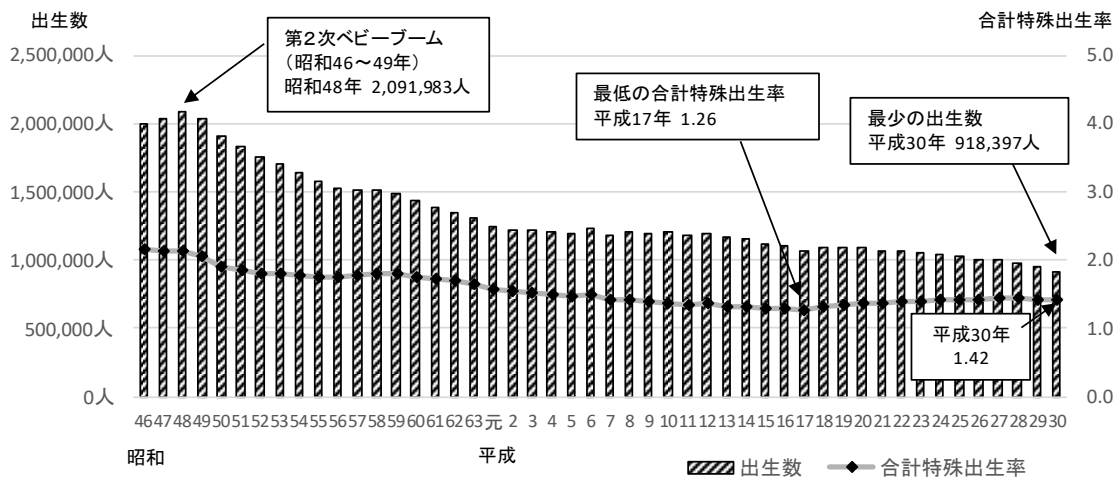
このような課題に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されました。

本町では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「上里町次世代育成支援行動計画後期計画（平成22～26年度）」を策定し、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢や希望をもち、心身ともに健やかに育っていけるよう、子育て環境の整備を進めてきました。

また、子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、平成27年3月に第1期の「上里町子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

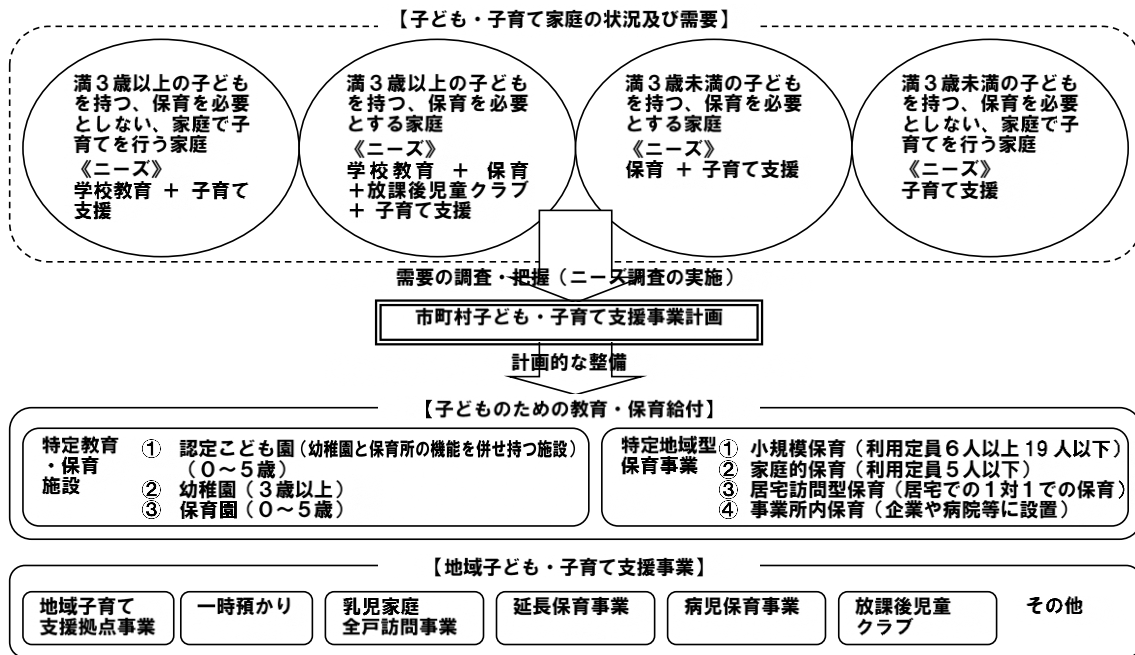
そしてこのたび、「上里町子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎え、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化とともに、国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映するため、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）を策定します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供  
(イメージ)



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

## ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

### 【子育ての環境整備】

- 保育の受け皿については、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分以上積み。
- 保育士の処遇については、新たに2%相当（月額6000円程度）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、さらなる処遇改善。
- 多様な保育士の確保・育成に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT等を活用した生産性向上など、総合的に取り組む。
- 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに30万人分の追加的に受け皿を整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。

### 【「希望出生率1.8」に向けたその他取組】

- 女性の活躍は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- 子育て世代包括支援センターについて、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、三世同居・近居をしやすい環境づくりを推進。
- 困難を有する子供・若者（発達障害者など）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。



## ◆子育て安心プランの概要

### 【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保。(遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消)

### 【待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M 字カーブ」を解消】

- 「M 字カーブ」を解消するため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの 5 年間で女性就業率 80% に対応できる約 32 万人分の受け皿整備。

## 2 計画の対象

本計画の対象は、町内の全ての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第 4 条に基づき、概ね 18 歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

## 3 計画の性格

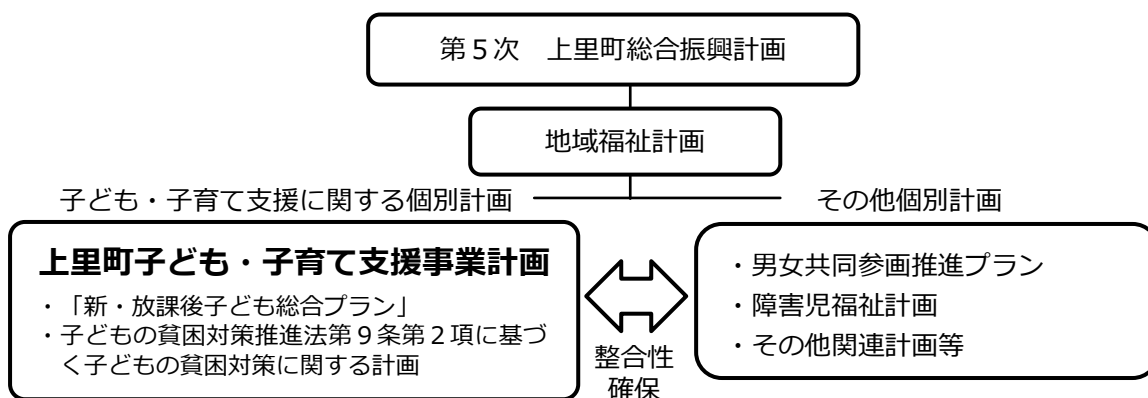
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

さらに、子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

加えて、本計画の策定にあたっては、町の総合振興計画や男女共同参画推進プラン、障害児福祉計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表3 計画の性格



## 4 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2年度から令和6年度までの 5 か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 子どもや子どものいる家庭の状況

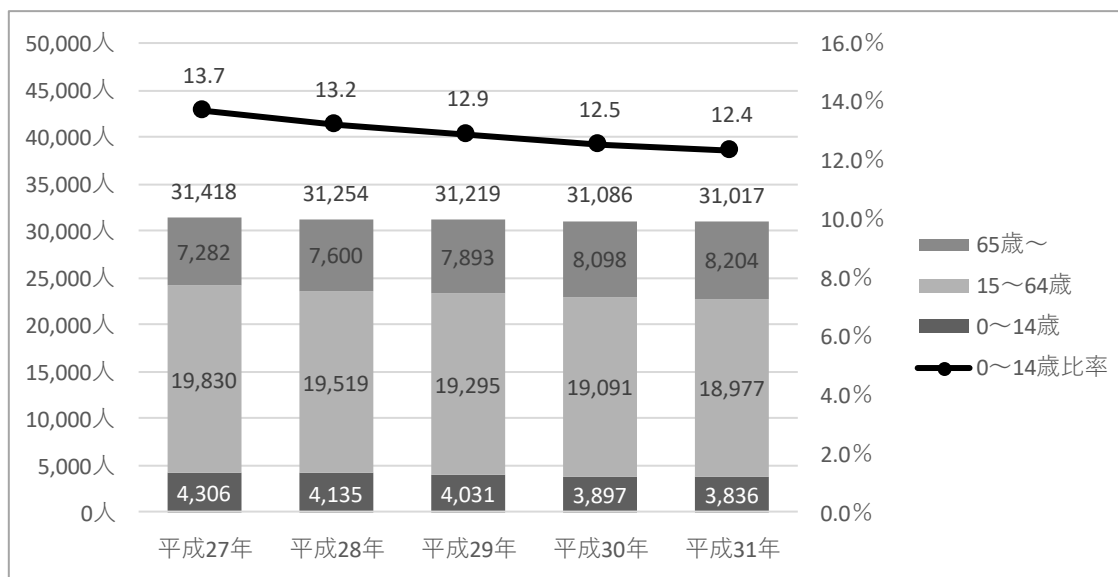
#### 1-1 人口の推移

本町の総人口は、平成31年4月1日現在31,017人となっており、平成27年と比べると約400人減少しており、年々減少傾向という状況です。

年齢区分別に見ると、平成31年4月1日現在、年少人口(0~14歳)は3,836人(12.4%)となっており、少子化が進行しています。

世帯数は、平成31年4月1日現在12,787世帯となっており、平成27年と比べると、約500世帯増加している一方、1世帯当たり人員は2.43と減少傾向で、世帯の細分化が進行しています。

図表4 年齢3区分別人口及び0~14歳人口比率の推移(単位:人、%)



区分	本町					県	全国
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成31年	平成31年
0~14歳	4,306	4,135	4,031	3,897	3,836	912,370	15,758,424
	13.7%	13.2%	12.9%	12.5%	12.4%	12.4%	12.4%
15~64歳	19,830	19,519	19,295	19,091	18,977	4,555,418	76,499,828
	63.1%	62.5%	61.8%	61.4%	61.2%	61.7%	60.0%
65歳以上	7,282	7,600	7,893	8,098	8,204	1,909,441	35,185,241
	23.2%	24.3%	25.3%	26.1%	26.4%	25.9%	27.6%
総人口	31,418	31,254	31,219	31,086	31,017	7,377,229	127,443,493
世帯数	12,229	12,340	12,473	12,628	12,787	3,306,139	58,527,117
世帯人員	2.57	2.53	2.50	2.46	2.43	2.23	2.18

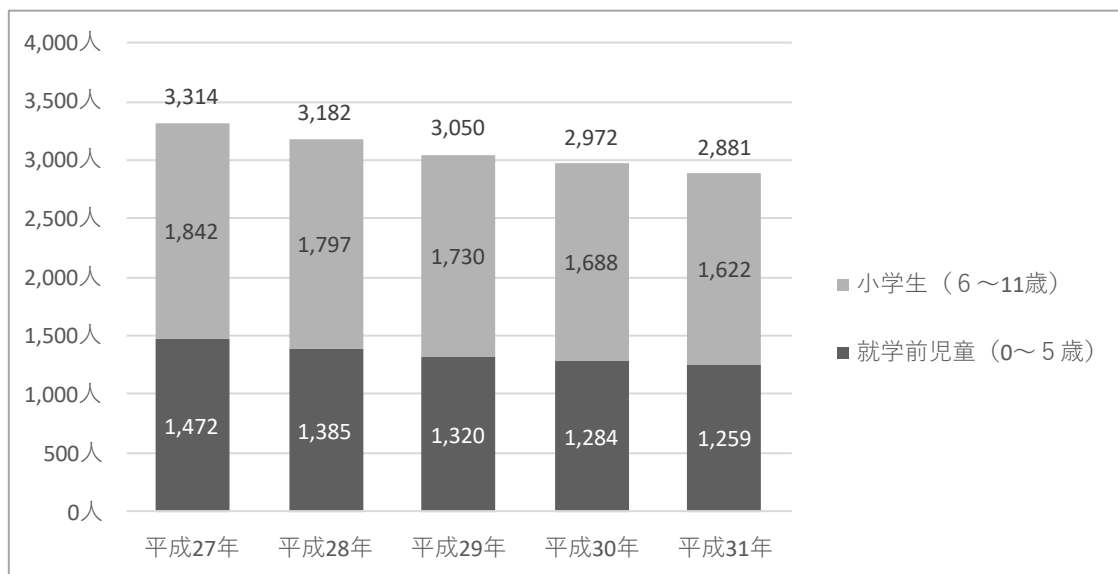
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)

## 1-2 児童数の推移

本町の児童数(0~11歳)は、平成31年4月1日現在2,881人となっており、平成27年と比べると約400人減少しており、就学前児童(0~5歳)、小学生(6~11歳)のいずれも約200人の減少となっています。

図表5 0~11歳人口の推移(単位:人)



区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減(平成27~31年)
就学前児童	0歳	215	199	183	196	189	▲26
	1歳	204	223	212	192	205	▲1
	2歳	243	204	229	204	191	▲52
	3歳	249	241	209	235	218	▲31
	4歳	277	244	238	219	241	▲36
	5歳	284	274	249	238	215	▲69
	小計	1,472	1,385	1,320	1,284	1,259	▲213
小学生	6歳	290	275	266	241	237	▲53
	7歳	278	291	273	267	248	▲30
	8歳	310	278	297	277	272	▲38
	9歳	307	309	279	309	277	▲30
	10歳	334	308	310	279	303	▲31
	11歳	323	336	305	315	285	▲38
	小計	1,842	1,797	1,730	1,688	1,622	▲220
合計	3,314	3,182	3,050	2,972	2,881	▲433	

出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)

### 1-3 世帯構成

本町の一般世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在 11,191 世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、平成 17 年と比べて、4 区分のうち「核家族以外の世帯」が減少する一方、「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少しています。

本町については、県や全国平均と比べると、「核家族世帯」の比率が高く、「単独世帯」の比率が低いのが特徴です。

図表6 世帯構成の状況(単位:世帯、%)

区分	本町			県	全国	
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	
一般世帯数※	10,172	10,867	11,191	2,967,928	53,331,797	
核家族世帯	6,748	7,089	7,323	1,820,049	29,754,438	
	66.3%	65.2%	65.4%	61.3%	55.8%	
	夫婦のみの世帯	1,889	2,098	2,361	613,438	10,718,259
		18.5%	19.3%	21.1%	20.7%	20.1%
	夫婦と子どもからなる世帯	3,914	3,908	3,779	940,338	14,288,203
		38.5%	35.9%	33.8%	31.7%	26.8%
	男親と子どもからなる世帯	190	214	212	45,881	702,903
1.9%		2.0%	1.9%	1.5%	1.3%	
女親と子どもからなる世帯	755	869	971	220,392	4,045,073	
	7.4%	8.0%	8.7%	7.4%	7.6%	
核家族以外の世帯	1,609	1,432	1,246	207,847	4,560,560	
	15.8%	13.2%	11.1%	7.0%	8.6%	
非親族世帯	48	122	133	29,097	463,639	
	0.5%	1.1%	1.2%	1.0%	0.9%	
単独世帯	1,767	2,224	2,485	904,598	18,417,922	
	17.4%	20.4%	22.2%	30.5%	34.5%	

資料:国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成 27 年 10 月 1 日現在、6 歳未満親族がいる一般世帯が 1,062 世帯、18 歳未満親族がいる世帯が 2,962 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表7 子どものいる世帯の状況(単位:世帯、%)

区分	本町			県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
一般世帯数	10,172	10,867	11,191	2,967,928	53,331,797
6 歳未満親族のいる一般世帯数	1,406	1,319	1,062	268,352	4,617,373
	13.8%	12.1%	9.5%	9.0%	8.7%
18 歳未満親族のいる一般世帯数	3,438	3,249	2,962	674,337	11,471,850
	33.8%	29.9%	26.5%	22.7%	21.5%

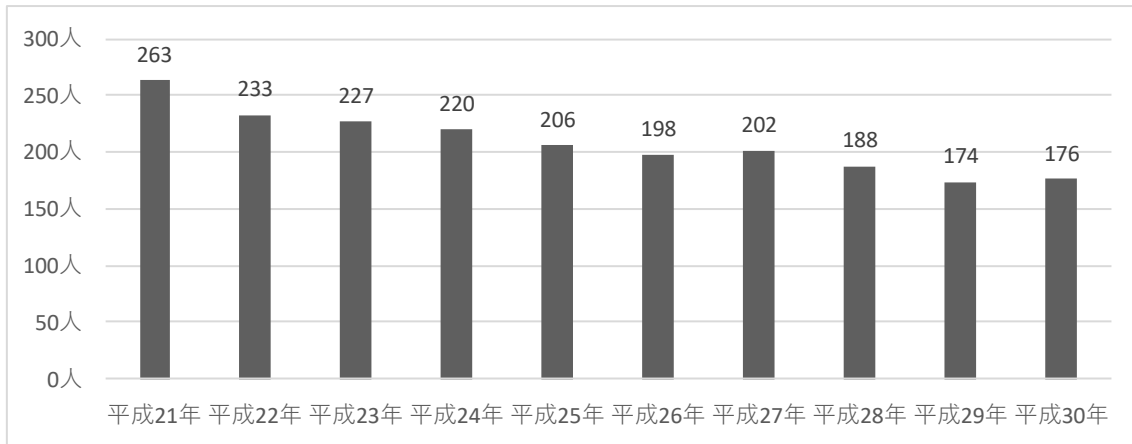
資料:国勢調査

#### 1-4 出生数及び合計特殊出生率

本町の出生数は、平成30年の出生数が176人で、過去10年は減少傾向となっています。

また、出生数の増減率は、県や全国平均を大きく上回る減少率(▲33.1%)となっています。

図表8 過去10年の出生数(単位:人)



出典:人口動態統計

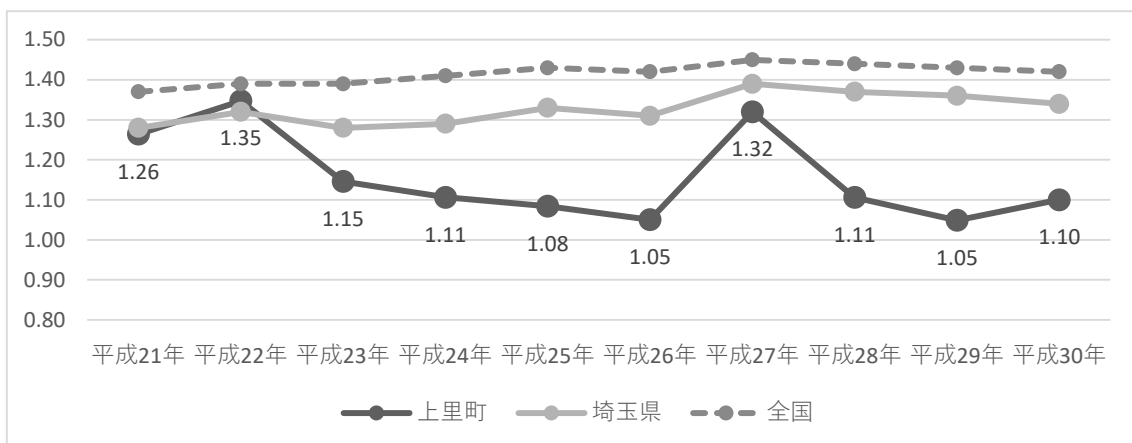
図表9 出生数の増減率の国・県との比較(単位:人、%)

区分	平成21年	平成30年	21→30増減率
本町	263	176	▲33.1%
県	59,725	51,241	▲14.2%
全国	1,070,035	918,400	▲14.2%

資料:人口動態統計

本町の合計特殊出生率は、平成30年が1.10で、過去10年は年によって増減が見られるものの、県や全国平均を概ね下回って推移しています。

図表10 過去10年の合計特殊出生率



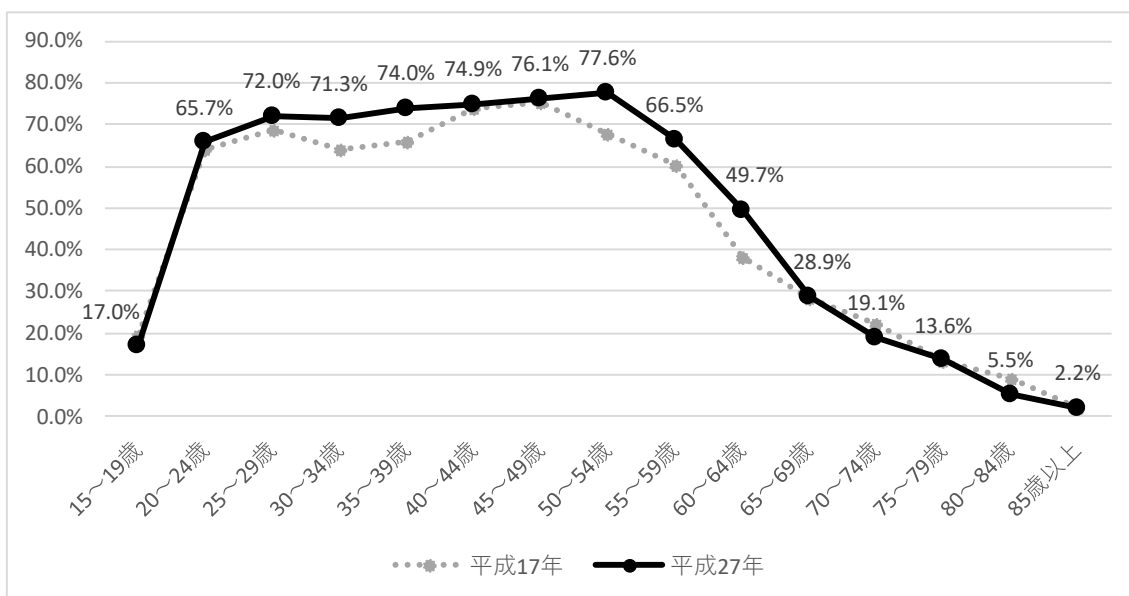
出典:人口動態統計

## 1-5 女性の就業率

女性の就業率は、平成 27 年は、平成 17 年と比べて、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが解消されつつあり、30 歳代の就業率の上昇が顕著です。

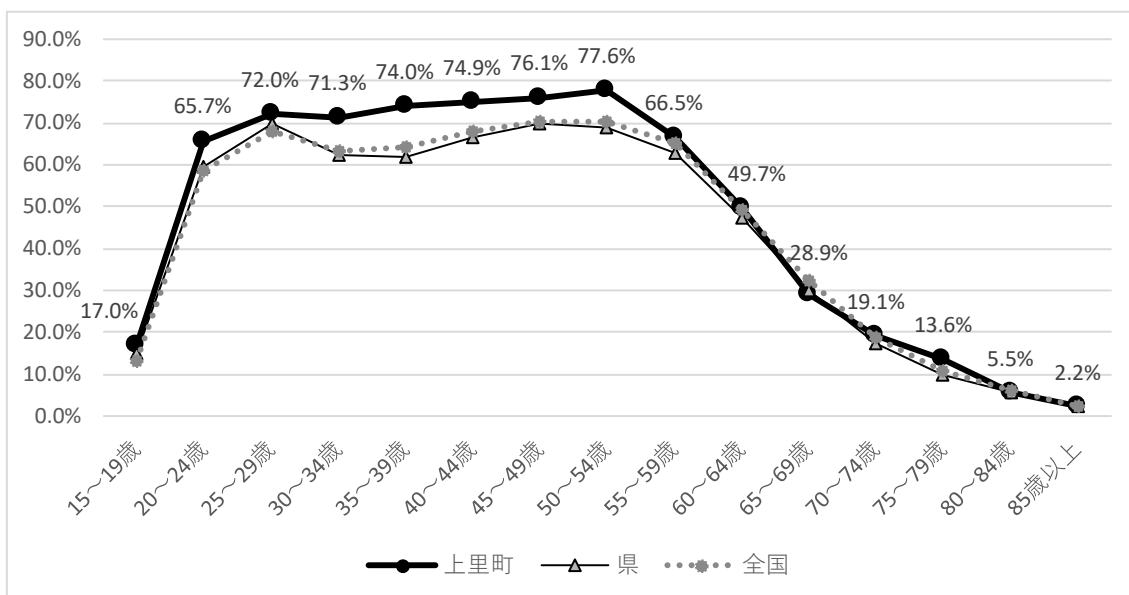
また、25～44 歳女性の就業率は、本町は 73.3%と、県の 65.2%、全国の 65.9%を上回る水準となっています。

図表11 女性の就業率(単位:%)



資料:国勢調査

図表12 平成 27 年の女性の就業率(県及び全国平均との比較)(単位:%)



資料:国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

### 2-1 保育園等

本町には、平成31年4月1日現在、公立保育園が2園、私立保育園が5園、私立の認定こども園が1園、計8園設置されており、定員数は合計で765人(認定こども園の幼稚園部分を除いた定員は750人)となっています。

また、町内には、平成31年4月1日現在、認可外保育施設が2園あり、定員数は合計で24人となっています。

図表13 保育園等の状況(平成31年4月1日現在)

施設名	住所	定員	一時保育	障害児保育
町立長幡保育園※	藤木戸 145	60	○	○
町立中央保育園※	七本木 292	60	○	○
萌美チェリッシュこども園※	金久保 1560	115(100)	○	○
ひまわり保育園	七本木 3316-3	140	×	○
安盛保育園	神保原町 263	150	×	○
めぐみ保育園	神保原町 1016	90	○	○
れいんぼー保育園	七本木 3706-22	60	○	○
上里町かがやき保育園	七本木 1706-1	90	○	○
合計		765(750)		

資料:子育て共生課

※町立長幡保育園及び町立中央保育園は、令和2年4月に「町立空の杜保育園」として統合予定

※萌美チェリッシュこども園の定員は幼稚園部分(15人)を含む

図表14 認可外保育施設の状況(平成31年4月1日現在)

施設名	住所	定員	保育時間
キッズステーション・上里	金久保 482-1	9	9:30~21:00
埼玉北部ヤクルト販売 上里センター保育ルーム	神保原町 507-1	15	8:20~15:00

資料:子育て共生課

保育園等の在園児数は、平成22年の743人から、平成31年には701人に減少しています。

図表15 在園児数の推移(各年4月1日現在)(単位:人、所)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
在園児数	0歳	12	14	13	11	20	26	27	26	28	34
	1歳	89	77	81	80	95	84	98	110	95	109
	2歳	121	125	119	124	118	139	107	132	134	125
	3歳	161	161	159	155	161	148	150	135	137	151
	4歳	167	165	173	167	166	174	160	152	133	143
	5歳	193	167	169	176	170	164	179	167	152	139
	計	743	709	714	713	730	735	721	722	679	701
保育園等数		6	6	6	6	6	6	7	7	7	8

資料:子育て共生課

## 2-2 幼稚園

本町には、令和元年5月1日現在、私立幼稚園が2園設置されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

図表16 幼稚園の状況(令和元年5月1日現在)(単位:人)

施設名	住所	定員	入園児数
上里幼稚園	七本木 3293-4	240	135
神保原幼稚園	神保原町 459-1	175	19
合計		415	154

資料: 学校教育課

## 2-3 小学校

本町には、令和元年5月1日現在、小学校が5校設置されています。

児童総数は、令和元年5月1日現在1,613人と、平成27年と比べて約200人の減少となっています。

図表17 小学校児童数、学級数の推移(各年5月1日現在)(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数	5	5	5	5	5
学級数	73	73	70	72	71
児童総数	1,817	1,784	1,710	1,669	1,613
1年生	287	274	263	243	231
2年生	277	290	272	264	248
3年生	302	277	294	274	269
4年生	302	304	276	304	276
5年生	330	303	305	277	303
6年生	319	336	300	307	286

資料: 学校基本調査

## 2-4 児童館

本町には、令和元年度現在、児童館が5館設置されており、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的としています。

開館時間は、各館とも午前9時~午後5時45分まで、休館日は、日曜日となっています。



図表18 児童館

施設名	住所
七本木児童館	七本木 393
上里町東児童館	七本木 1800-3
長幡児童館	長浜 977-1
神保原児童館	神保原町 1393
賀美児童館	金久保 889

資料:子育て共生課

## 2-5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない、小学校に在学する児童を対象に、放課後の児童の保育を行い、児童の健全育成を図ります。

本町では、令和元年5月1日現在、9クラブ整備されており、定員は合計で 405 人となっています。

図表19 放課後児童クラブ(令和元年5月1日現在)

クラブ名	場所	利用時間	定員
七本木児童館放課後児童クラブ	七本木 393	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
上里町東児童館放課後児童クラブ	七本木 1800-3	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	65
長幡児童館放課後児童クラブ	長浜 977-1	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
神保原児童館放課後児童クラブ	神保原町 1393	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
賀美児童館放課後児童クラブ	金久保 889	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~12:00 夏休み等 8:00~18:30	60
風の子クラブ	神保原町 1306-1	平日 11:00~18:45 土曜日 8:00~18:45 夏休み等 7:40~18:45	40
ちびっこクラブ	七本木 3183-3	平日 11:00~18:30 土曜日 7:30~18:30 夏休み等 7:30~18:30	40
げんきクラブ	七本木 1534-1	平日 11:00~18:30 土曜日 7:30~18:30 夏休み等 7:30~18:30	40
上里町輝き児童クラブ	七本木 1706-1	平日 11:00~18:30 土曜日 7:30~18:30 夏休み等 7:30~18:30	40
合計			405

資料:子育て共生課

## 2-6 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービス事業所は、就学している心身の発達に不安のある児童が授業終了後又は休業日に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

本町では、令和元年度現在、3事業所が整備されており、定員は合計で 30 人となっています。

図表20 放課後等デイサービス事業所

名称	住所	対象	定員
エールかみさと	神保原町 416-2	小学生から高校生	10
まなびや	金久保 175-3	小学生から高校生	10
まなびやクラブ	金久保 76-4	小学生から高校生	10

資料：町民福祉課

## 2-7 子育て世代包括支援センター及び子育て支援センター

本町では、妊娠期・出産前後・子育て期の様々な不安や悩みを相談できる場所として、子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を実施しています。

また、子育て支援センターを2か所設置しており、子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

図表21 子育て世代包括支援センター及び子育て支援センター

名称	開設場所	開設曜日・時間
子育て世代包括支援センター	上里町子育て共生課	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	上里町保健センター	月曜日～金曜日 8:30～17:15
萌美子育てサークル	萌美チェリッシュこども園	毎週・火、水、木曜日 第4金曜日 午前10時～午後2時
上里町かがやき保育園 子育て支援センター	上里町かがやき保育園	月曜日～金曜日 9:00～15:00

資料：子育て共生課

### 3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

#### 3-1 ニーズ調査の概要

ニーズ調査は、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」の中で、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み(必要量)」を算出するため、町民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施しました。

##### 【調査の種類と対象者】

調査の種類	対象者
未就学児保護者	上里町内在住の未就学児を持つ保護者
小学生保護者	上里町内在住の小学生の児童を持つ保護者

##### 【調査実施概要】

調査の種類	調査方法	調査期間
未就学児保護者	調査票の郵送配布・回収 及び保育園を通じた配布・回収	平成30年12月10日 ～平成30年12月27日
小学生保護者	調査票の郵送配布・回収	

##### 【調査内容】

調査の種類	調査内容	設問項目数
未就学児保護者	未就学児の子育てに関する保護者ニーズ調査	40問
小学生保護者	小学生の子育てに関する保護者ニーズ調査	23問

##### 【回収結果】

調査の種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児保護者	900	542	60.2%
小学生保護者	600	266	44.3%

#### 3-2 今後の課題と主な調査結果

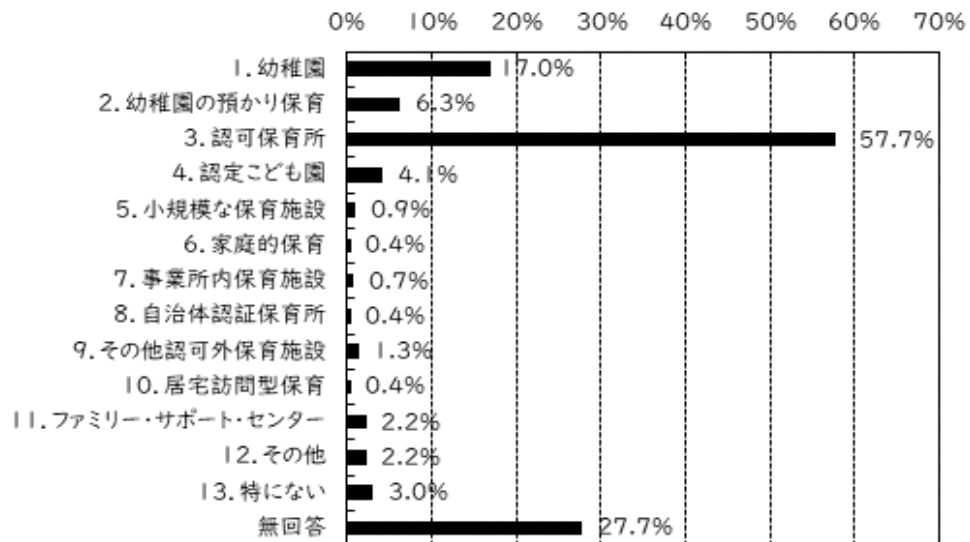
- 本町の子育て環境が整っていると思う理由として、仕事と子育ての両立のしやすさや地域住民同士の支え合いをあげる保護者が比較的多い一方、「医療体制の充実」「乳幼児の遊び場の整備」「経済的支援の充実」がまちづくりにおいて求められている状況です。
- 自宅近くの認可保育所の利用を希望される方が多い状況を踏まえつつ、幼児教育・保育の無償化導入後の動向を注視しながら、需要に応じた教育・保育の提供体制の確保に努める必要があります。
- 何でも相談できる総合相談窓口を希望する方が多いことから、子育て世代包括支援センターの周知と利用促進が課題です。

## (1) 未就学児保護者調査

### ◇平日の定期的な教育・保育事業の利用

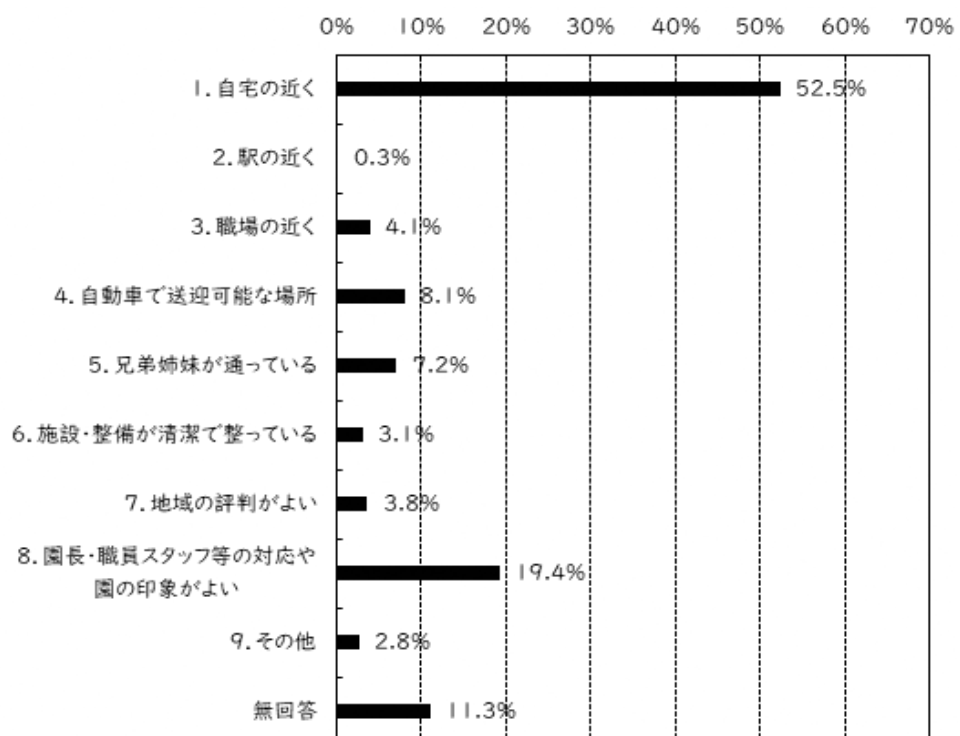
- ▶ 定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、「3. 認可保育所（国が定める基準に適合した施設）」の割合が 57.7%と最も高くなっています。次に、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 17.0%、「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）」の割合が 6.3%、「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 4.1%と続いています。

図 1 今後、平日に定期的に利用したいと考えている事業【複数回答】N=542



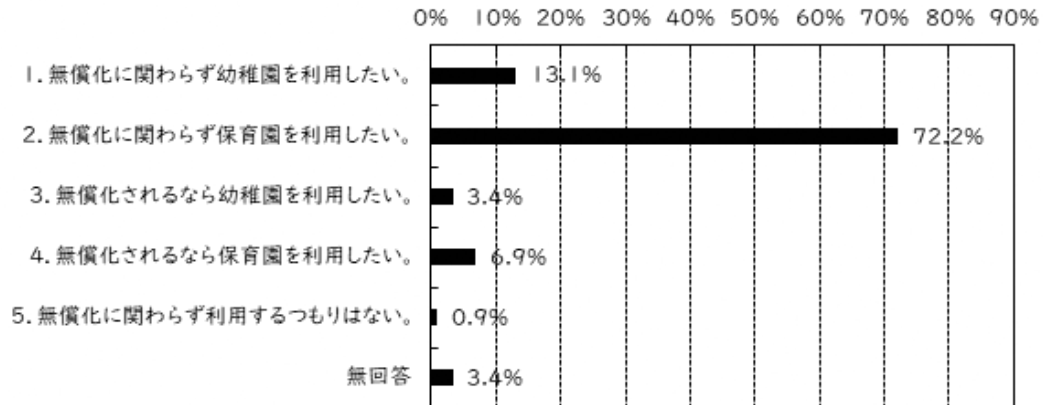
- ▶ 教育・保育事業を選ぶ際に重視するものは、「1. 自宅の近く（徒歩又は自転車で送迎可能な場所）」の割合が 52.5%と最も高くなっています。次に、「8. 園長・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」の割合が 19.4%となっています。

図 2 利用する教育・保育事業を選ぶ際に重視するもの【複数回答】N=320



- ▶ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、平日の教育・保育事業の利用は、「2. 無償化に関わらず保育園を利用したい」の割合が 72.2%と最も高くなっています。次に、「1. 無償化に関わらず幼稚園を利用したい」の割合が 13.1%となっています。また、「3. 無償化されるなら幼稚園を利用したい」の割合は 6.9%となっています。

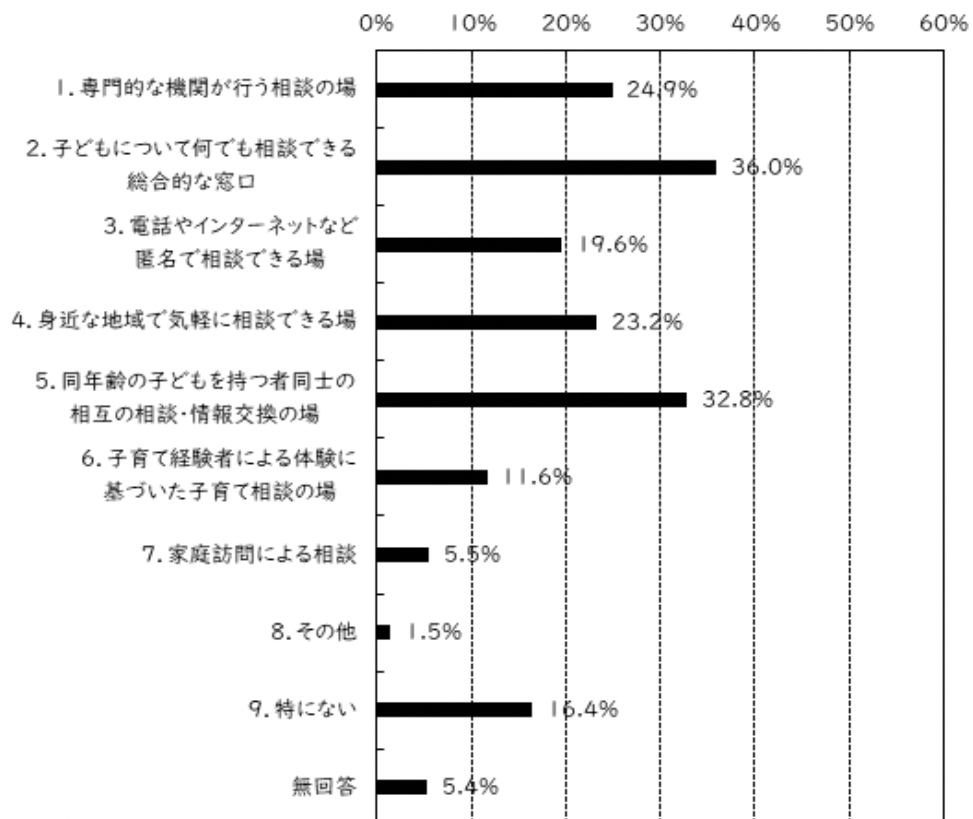
図 3 無償化が実施された場合、平日の教育・保育事業の利用について N=320



◇子育てについての望ましい相談場所

- ▶ 子育てについての望ましい相談場所は、「2. 子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」の割合が 36.0%と最も高くなっています。次に、「5. 同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」の割合は 32.8%となっています。

図 4 子育てについての望ましい相談場所【複数回答】N=542



## ◇小学校就学後の放課後の過ごし方

- ▶ 小学校就学後の放課後の過ごし方については、小学校低学年(1~3年生)のときは、「6. 放課後児童クラブ」の割合が 42.7%と最も高くなっています。次に、「1. 自宅」の割合は、37.6%、「4. 児童館」が 29.0%、「3. 習い事・塾・スポーツクラブ」が 28.6%となっています。
- ▶ 小学校高学年(4~6年生)のときは、「1. 自宅」の割合が 56.9%と最も高くなっています。次に、「3. 習い事・塾・スポーツクラブ」の割合は 41.2%となっています。「6. 放課後児童クラブ」の割合は 27.1%となっています。

図 5 小学校低学年(1~3年生)の放課後の過ごし方の意向【複数回答】N=255

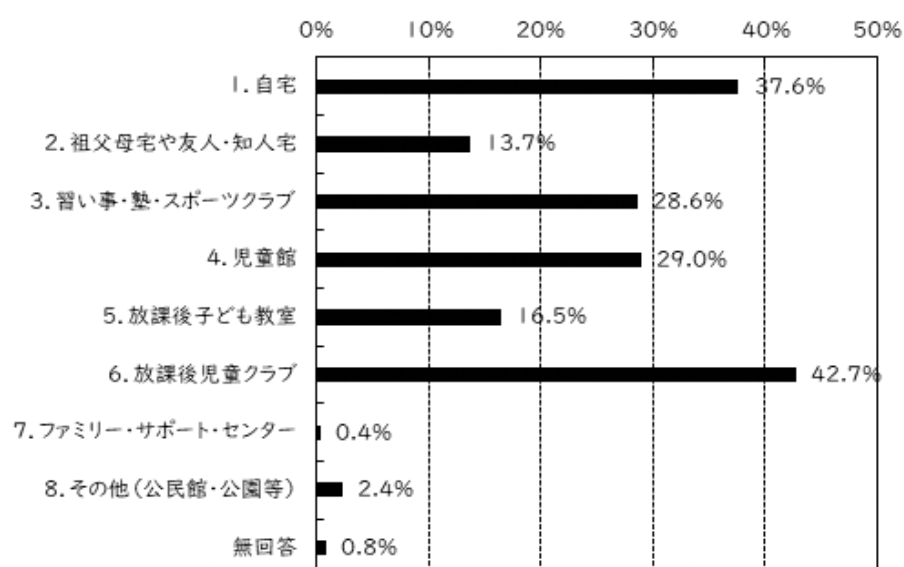
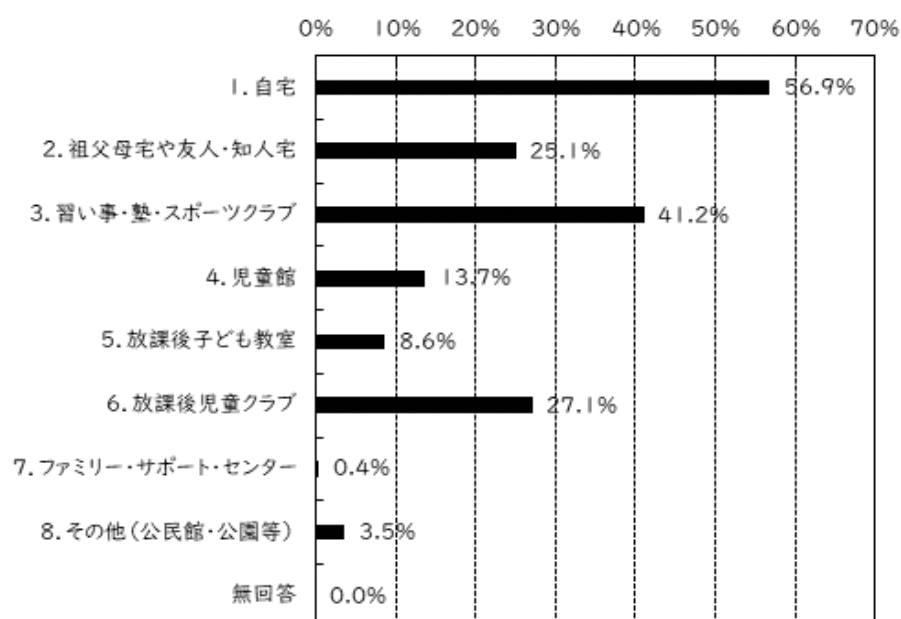


図 6 小学校高学年(4~6年生)の放課後の過ごし方の意向【複数回答】N=255



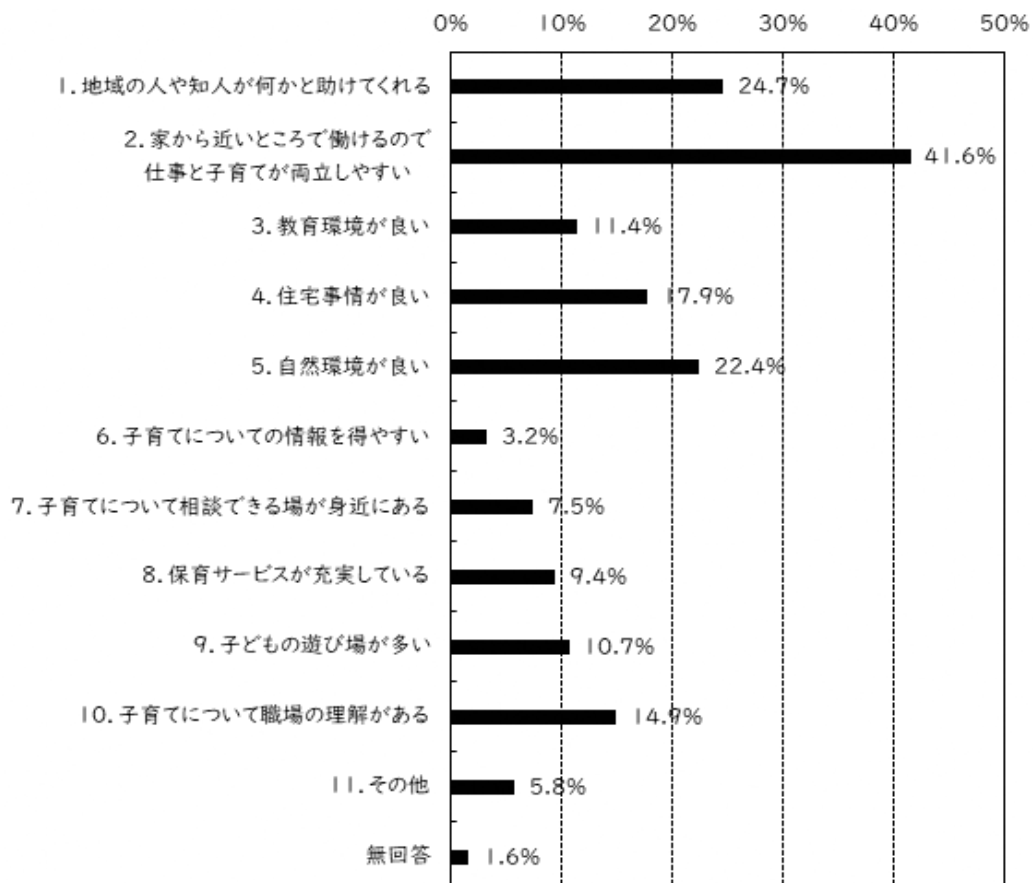
## ◇子育て環境や支援への満足度

- ▶ 上里町における子育て環境の満足度においては、「2. まあまあ満足」の割合が 49.1%と最も高く、「1. 満足」と合わせると 56.8%となります。
- ▶ 満足・まあまあ満足と回答した理由は、「2. 家から近いところで働けるので」が 41.6%と最も高く、次に、「1. 地域の人や知人が何かと助けてくれる」の割合が 24.7%となっています。

図 7 上里町における子育て環境の満足度 N=542

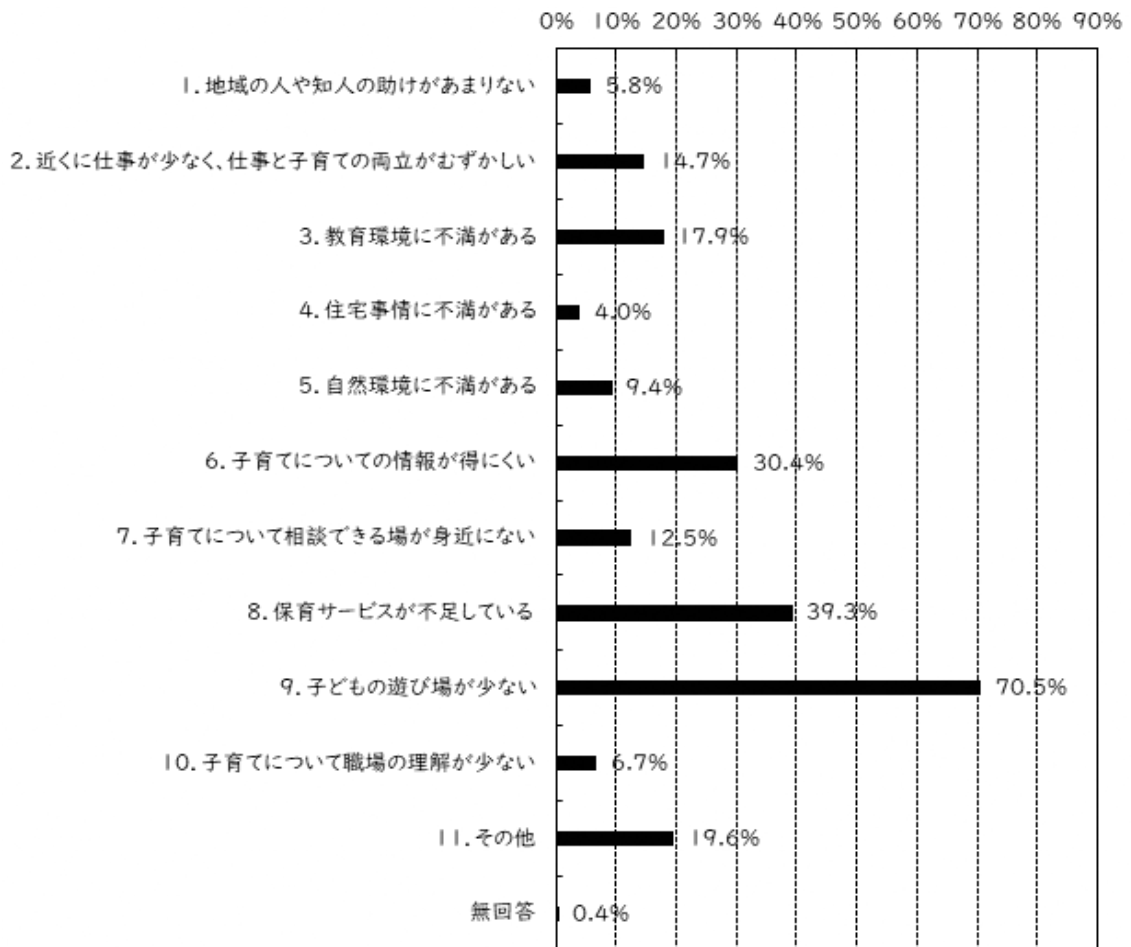


図 8 満足・まあまあ満足と回答した理由 N=308



- ▶ やや不満・不満と回答した理由は、「9. 子どもの遊び場が少ない」の割合が 70.5%と最も高くなっています。あわせて、「8. 保育サービスが不足している」が 39.3%となっています。また、「6. 子育てについての情報が得にくい」の割合が 30.4%となっています。

図 9 やや不満・不満と回答した理由 N=224

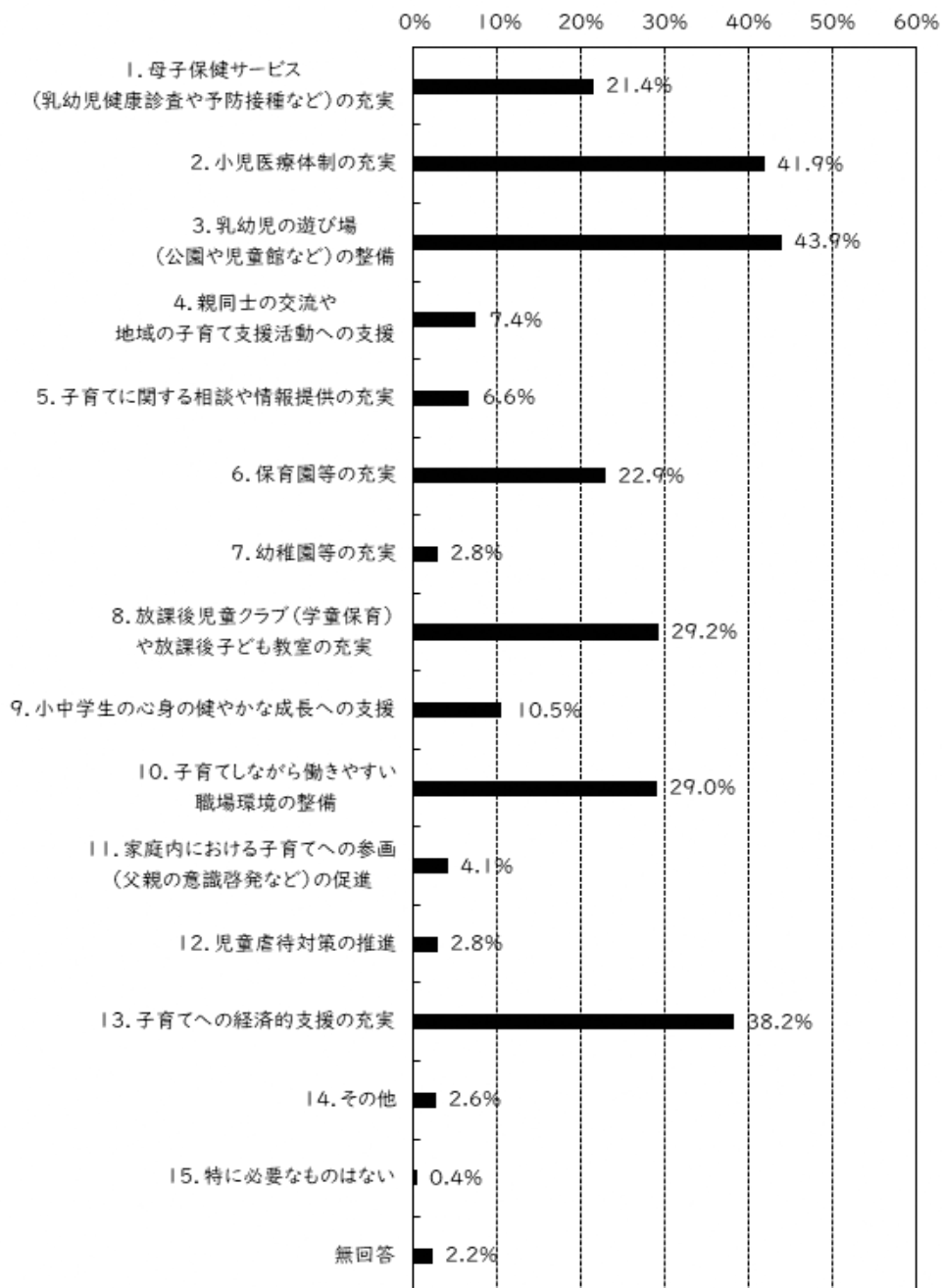




## ◇子育てしやすいまちづくりの施策

- ▶ 子育てしやすいまちづくりの施策として、「3.乳幼児の遊び場の整備」が43.9%と最も高くなっています。次に、「2.小児医療体制の充実」が41.9%、「13.子育てへの経済的支援の充実」が38.2%となっています。

図 10 子育てしやすいまちづくりの施策【複数回答】N=542



## (2) 就学児童(小学校1年生～3年生)の保護者

### ◇放課後の過ごし方【現状と希望】

- ▶ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への要望は、「6. 現在のままでよい」が最も高く40.6%となっています。次に、「1. 定員を増やしてほしい」が31.3%で高くなっています。

図 11 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への要望【複数回答】N=64



### ◇子育て環境や支援への満足度

- ▶ 子育て環境や支援への満足度は、「2. まあまあ満足」の割合が57.9%と最も高くなっています。「1. 満足」の割合は6.8%となっています。一方、「3. やや不満」の割合は26.3%、「4. 不満」の割合は6.8%となっています。
- ▶ 満足・まあまあ満足と回答した理由は、「2. 家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が41.3%で最も高く、次に「1. 地域の人や知人が何かと助けてくれる」が34.3%となっています。

図 12 上里町における子育て環境の満足度 N=266

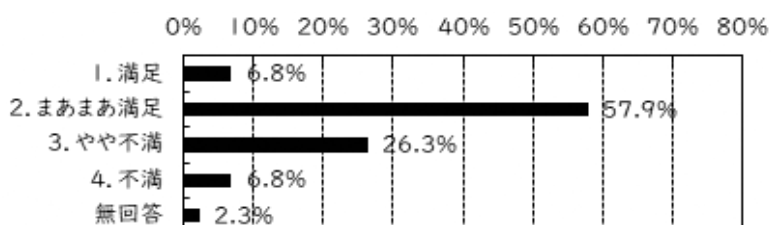
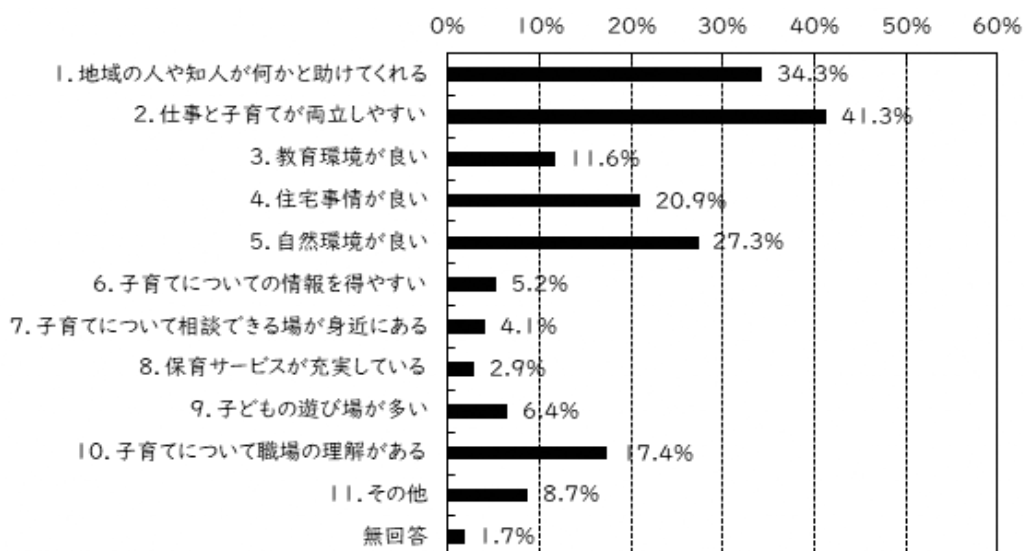
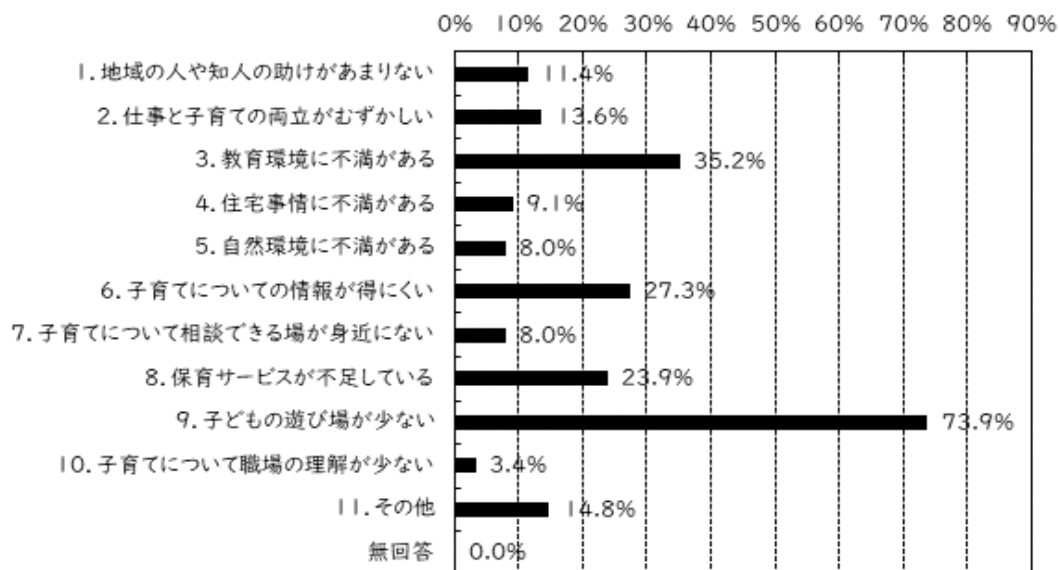


図 13 満足・まあまあ満足と回答した理由 N=172



- ▶ やや不満・不満と回答した理由は、「9.子どもの遊び場が少ない」が73.9%で最も高く、次に「3.教育環境に不満がある」が35.2%となっています。

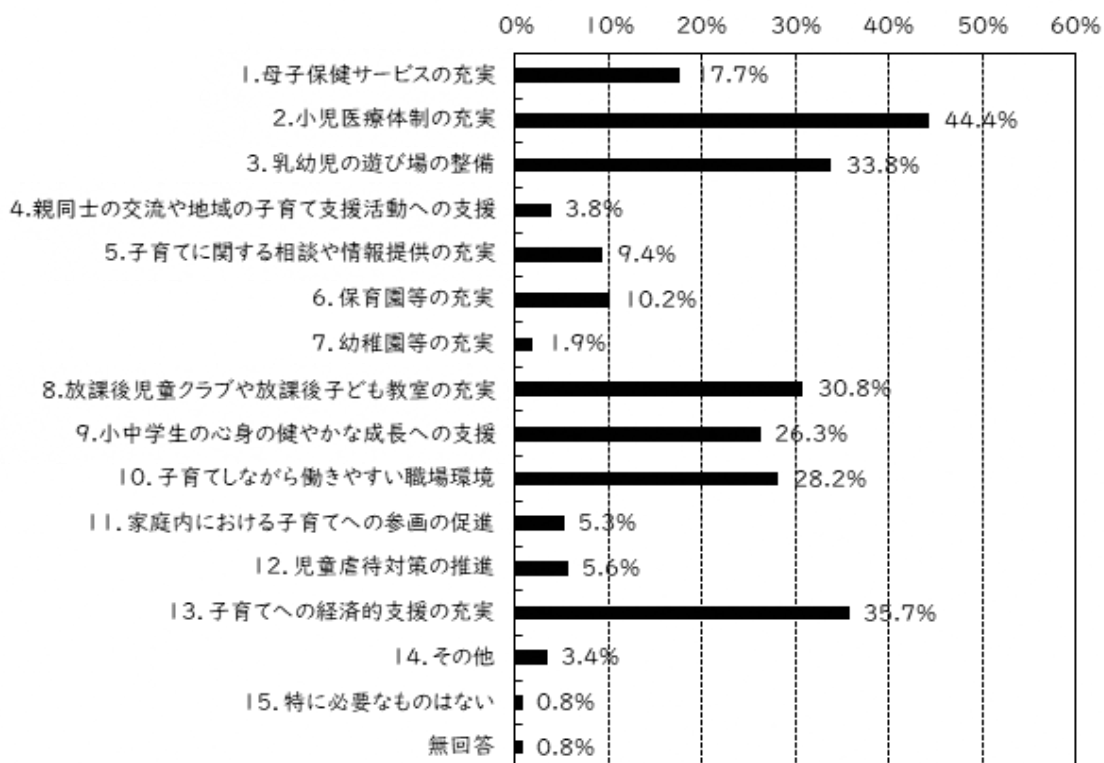
図 14 やや不満・不満と回答した理由 N=88



◇子育てしやすいまちづくりに重要なこと

- ▶ 子育てしやすいまちづくりの施策として、「2.小児医療体制の充実」が44.4%と最も高く、次に「13.子育てへの経済的支援の充実」が35.7%となっています。

図 15 子育てしやすいまちづくりに重要なこと【複数回答】N=266



## 4 第1期計画の進捗状況

### 4-1 教育・保育

1号認定(3歳以上保育の必要なし等)は、第1期計画の量の見込みを上回る幼稚園及び認定こども園の定員総数が町内で確保されています。

2号認定(3歳以上保育の必要あり)は、平成30年度までは町内の保育園及び認定こども園等の定員総数が第1期計画の量の見込みを下回っており、不足分は町外の施設等の利用となっています。

3号認定(3歳未満保育の必要あり)は、0歳は平成30年度まで、1・2歳は平成31年度まで町内の保育園及び認定こども園等の定員総数が第1期計画の量の見込みを下回っており、2号認定と同様に、不足分は町外の施設等の利用となっています。

図表22 第1期計画の量の見込み及び実績等(各年度4月1日時点)〈単位:人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 ※	①量の見込み (必要利用定員総数)	290	280	262	266	263
	②実績(申込者数)	202	179	236	244	191
	③確保量(定員総数)	415	415	415	415	430
	過不足(③-①)	125	135	153	149	167
2号認定	①量の見込み (必要利用定員総数)	475	460	429	438	433
	②実績(申込者数)	493	492	454	422	434
	③確保量(定員総数)	390	390	410	425	473
	過不足(③-①)	▲85	▲70	▲19	▲13	40
3号認定 (0歳)	①量の見込み (必要利用定員総数)	55	54	54	52	51
	②実績(申込者数)	28	30	28	29	34
	③確保量(定員総数)	36	36	37	45	57
	過不足(③-①)	▲19	▲18	▲17	▲7	6
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み (必要利用定員総数)	276	271	286	284	279
	②実績(申込者数)	227	212	244	231	237
	③確保量(定員総数)	154	154	163	180	220
	過不足(③-①)	▲122	▲117	▲123	▲104	▲59

※1号認定には、保育の必要ありの幼稚園利用者を含む

#### 4-2 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)は、第1期計画の量の見込みを大きく下回る実績となっています。

また、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、平成29年度までは第1期計画の量の見込みを大きく下回っていましたが、平成30年度は量の見込みに近い実績となっています。

病児・病後児保育事業は、第1期計画ではニーズ調査結果に基づく量の見込みを設定しましたが、平成30年度現在で事業は未実施となっています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成30年度では第1期計画の量の見込みに近い実績となっています。

図表23 第1期計画の量の見込み及び実績等

事業	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者支援事業	実施か所数/か所	量の見込み	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	延利用者数/人	量の見込み	4,551	4,486	4,636	4,571
		実績	1,972	2,246	1,524	1,304
妊婦健康診査	実利用者数/人	量の見込み	228	226	224	218
		実績	236	215	218	193
乳児家庭全戸訪問事業	訪問乳児数/人	量の見込み	228	226	224	218
		実績	206	195	194	184
養育支援訪問事業	訪問件数/人	量の見込み	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-
子育て短期支援事業	延利用者数/人	量の見込み	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	延利用者数/人	量の見込み	434	426	402	396
		実績	76	50	111	356
一時預かり事業【幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)】	延利用者数/人	量の見込み	3,622	3,327	3,240	3,283
		実績	1,291	578	636	941
一時預かり事業【保育園その他の場所での一時預かり(幼稚園型以外)】	延利用者数/人	量の見込み	1,170	1,142	1,121	1,123
		実績	826	698	1,148	1,225
延長保育事業	実利用者数/人	量の見込み	77	75	74	74
		実績	110	124	103	125
病児・病後児保育事業	延利用者数/人	量の見込み	396	387	380	380
		実績	-	-	-	-
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	実利用者数/人	量の見込み	385	376	372	354
		実績	338	346	338	341
実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	-	-	-	-	-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	-	-	-	-	-	-

## 第3章 計画の基本理念等

### 1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「上里町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承します。

- 次代を担う子どもたちが未来に向かって夢や希望をもち、心身ともに健やかに育っていきけるよう、子育て環境の整備を進めていきます。
- また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、全ての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、上里町の全ての家庭を地域社会全体で支援していきます。
- なお、本町の子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。

#### <基本理念>

『地域も子育て親育ち、  
安心して子育てができる町 かみさと』

### 2 基本的な視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の4点を基本的な視点とし、計画を推進していきます。

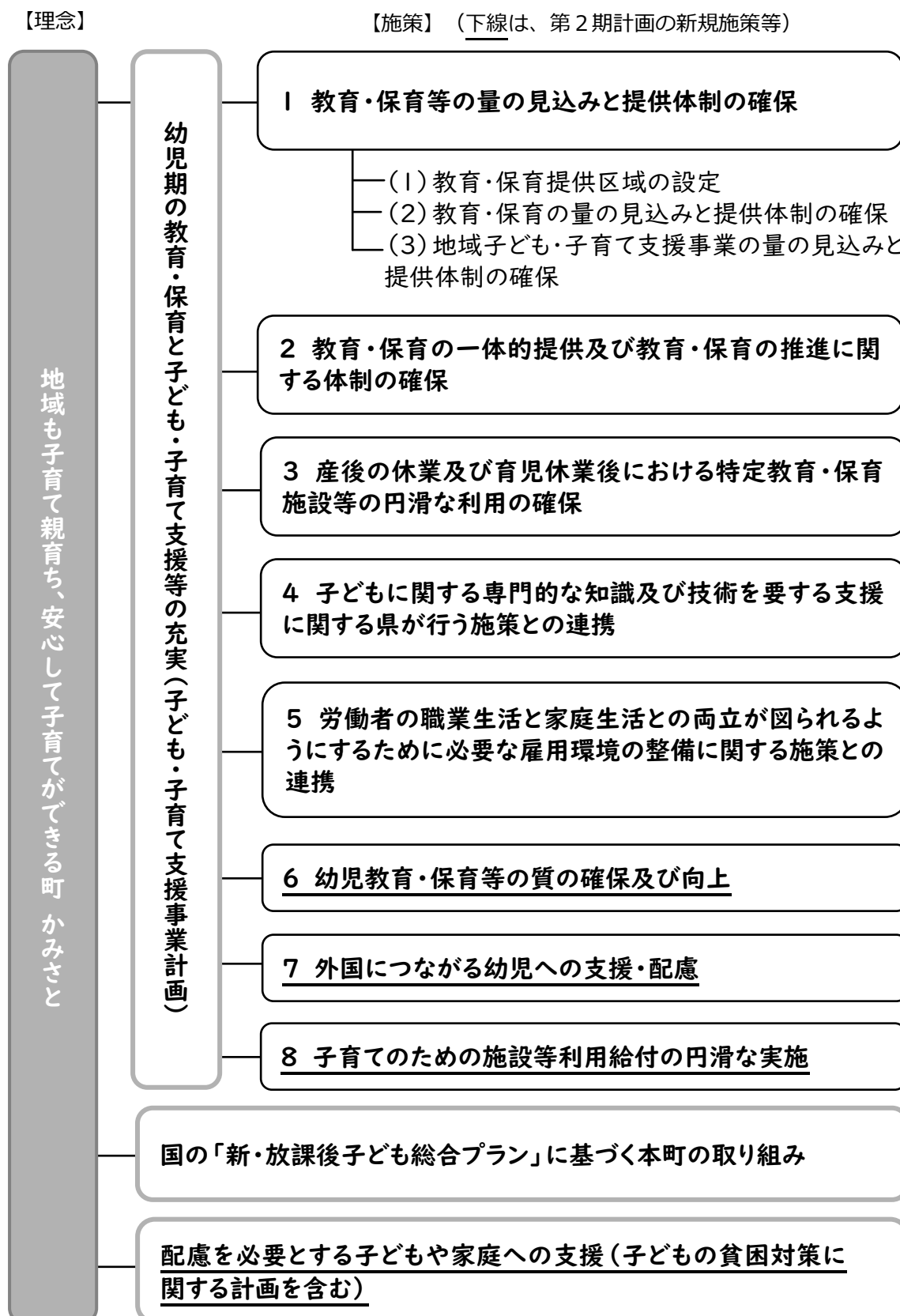
- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- 障害、疾病、虐待、貧困など、配慮や支援の必要性が高い子どもやその家族のほか、外国につながる子どもを含め、全ての子どもや子育て家庭を支援の対象とします。

### 3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

次の施策体系に沿って、事業の量の見込み(必要量)と確保方策(確保の内容・量)を設定するほか、必要な事業等の方針を定めます。

図表24 計画の施策体系



#### 4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間(令和2~6年)の0~11歳について、「住民基本台帳人口」を用いた「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

※「コーホート」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口は、過去5年の15~49歳女性の出生率に基づき推計します。

図表25 児童人口の推計(単位:人)

年齢	実績	推計					31→6年 増減
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0	189	178	172	171	168	166	▲23
1	205	208	180	174	173	170	▲35
2	191	187	202	176	170	169	▲22
3	218	200	186	201	175	169	▲49
4	241	241	206	192	208	180	▲61
5	215	222	240	205	191	207	▲8
小計	1,259	1,236	1,186	1,119	1,085	1,061	▲198
6	237	229	222	240	205	191	▲46
7	248	240	225	218	236	201	▲47
8	272	250	241	226	219	237	▲35
9	277	292	255	246	231	224	▲53
10	303	266	294	257	248	233	▲70
11	285	319	268	296	259	249	▲36
小計	1,622	1,596	1,505	1,483	1,398	1,335	▲287
合計	2,881	2,832	2,691	2,602	2,483	2,396	▲485

年齢	実績	推計					31→6年 増減
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0	189	178	172	171	168	166	▲12.2%
1~2	396	395	382	350	343	339	▲14.4%
3~5	674	663	632	598	574	556	▲17.5%
6~8	757	719	688	684	660	629	▲16.9%
9~11	865	877	817	799	738	706	▲18.4%

※平成31年実績は4月1日現在の住民基本台帳



## 第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）

### 1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

本町は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、各事業の量の見込みの推計は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月）に基づき、平成30年度に実施したニーズ調査結果から推計する方法と、平成27年度以降の各事業の実績を勘案し推計する方法があり、本町は各事業の特性に応じて、いずれかの方法を用いて推計を行いました。

#### ニーズ調査結果から量の見込みを推計する方法

##### ◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



##### ◇ 各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。



##### ◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



##### ◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表26 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	48時間以上 120時間以下	下限時間未満	
母親不在		タイプA				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE'	
	48時間以上 120時間以下	タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF

図表27 家庭類型の分類結果(単位:人)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	47	8.7%	47	8.7%
タイプB	フルタイム × フルタイム	167	30.8%	190	35.1%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	187	34.5%	183	33.8%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~ 120 時間の一部)	21	3.9%	21	3.9%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	118	21.8%	99	18.3%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	1	0.2%	1	0.2%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未 満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	1	0.2%	1	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		542	100.0%	542	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭(タイプC)で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間(1日8時間)の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本町は下限時間を48時間と設定

## 1-1 教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、第1期計画（平成27年3月策定）では、町全域を1つの区域としており、今回の第2期計画においてもこの区域設定を継続します。

## 1-2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

### (1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表28 幼児期の教育・保育

支給認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）</li> </ul>	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施します。
2号	子どもが満3歳以上		共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育園）</li> <li>● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等※1）</li> </ul> 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定教育・保育施設（認定こども園、保育園）</li> <li>● 特定地域型保育事業</li> <li>● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2</li> <li>● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠）</li> </ul> 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。さらに、特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様に対応します。

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

## (2) 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

本町の場合は、勤務場所等の都合で町外の保育所等を希望し利用する（広域利用）保護者が比較的多い傾向にあります。そのため、量の見込みと確保方策に生じる差については、保育入所の円滑化の実施や近隣市町の広域利用により解消を図ります。

### ① 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に未移行の幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表29 1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(必要利用定員総数)	232	228	223	219	218
確保方策	430	430	430	430	430
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	415	415	415	415	415

### ② 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

図表30 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(必要利用定員総数)	431	404	375	355	338
確保方策	414	414	414	414	414
特定教育・保育施設	414	414	414	414	414
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### ③ 3号認定

3号認定(3歳未満保育の必要あり)は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(保育園・認定こども園)、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

図表31 3号認定(3歳未満保育の必要あり)〈単位:人〉

(0歳)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(必要利用定員総数)	49	47	47	46	45
確保方策	56	56	56	56	56
特定教育・保育施設	56	56	56	56	56
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(1・2歳)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(必要利用定員総数)	296	286	262	257	254
確保方策	200	200	200	200	200
特定教育・保育施設	200	200	200	200	200
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### ④ 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に従って、計画期間における保育を希望する0～2歳児童の割合を次のとおり定めます。

図表32 0～2歳児童の保育利用率〈単位:人、%〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口(0～2歳)	573	554	521	511	505
保育園在園児童数	345	333	309	303	299
保育利用率	60.2%	60.2%	59.3%	59.3%	59.3%

### 1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

なお、量の見込みは第1期計画期間の事業実績や推計児童人口等に基づき設定し、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### (1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表33 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。 ○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	0歳
5	養育支援訪問事業	要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～18歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0～5歳、1～6年生

事業		事業概要	対象年齢等	
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型	3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外	0～5歳
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳	
10	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5歳、1～6年生	
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	1～3年生、4～6年生	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である保護者の子ども	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者	

※5及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

## (2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

町の子育て共生課及び上里町保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、本事業を実施します。

図表34 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	特定型	1	1	1	1	1
確保方策	特定型	1	1	1	1	1

## ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

平成31年度に開設した子育て支援センターを含め、町内2か所で実施します。

図表35 地域子育て支援拠点事業〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,393	2,497	2,561	2,690	2,830
確保方策	2,393	2,497	2,561	2,690	2,830

## ③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

図表36 妊婦健康診査〈単位:人/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	194	187	186	183	181	
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

## ④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表37 乳児家庭全戸訪問事業〈単位:人/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	178	172	171	168	166	
確保方策	実施体制	4	4	4	4	4
	実施機関	上里町	上里町	上里町	上里町	上里町
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

## ⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

令和元年度現在、事業としては未実施で、保健師や担当部署の職員が同様の業務を行っており、今後は需要に応じて事業実施を検討します。



## ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ)は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

図表38 子育て短期支援事業(ショートステイ)〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

## ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の就学児童対象部分

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)は、児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

図表39 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	337	317	313	295	282
確保方策	337	317	313	295	282

## ⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)

図表40 幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,207	3,152	3,083	3,028	3,015
1号認定による利用	542	533	521	512	510
2号認定による利用	2,665	2,619	2,562	2,516	2,505
確保方策	3,207	3,152	3,083	3,028	3,015

### イ 保育園その他の場所での一時預かり(幼稚園型以外)

図表41 保育園その他の場所での一時預かり〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,367	1,403	1,408	1,448	1,497
確保方策	1,367	1,403	1,408	1,448	1,497
一時預かり事業	1,334	1,371	1,378	1,419	1,468
子育て援助活動支援事業	33	32	30	29	29
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0

## ⑨ 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

図表42 時間外保育事業(延長保育事業)〈単位:人/月〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	129	131	130	132	135
確保方策	129	131	130	132	135

## ⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

図表43 病児・病後児保育事業〈単位:人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25
病児・病後児 保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対 応強化事業)	25	25	25	25	25

## ⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

図表44 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)〈単位:人/週〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	345	340	351	345	337
1年生	110	110	123	108	104
2年生	91	87	85	94	81
3年生	73	73	71	71	79
4年生	47	45	47	48	49
5年生	15	18	16	16	16
6年生	9	7	9	8	8
確保方策	405	405	405	405	405

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収の対象となる費用や対象児童の見直しが必要であるため、対象児童を適切に把握した上で事業を実施します。

図表45 実費徴収に係る補足給付を行う事業〈単位:人/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	540	531	519	510	508
確保方策	540	531	519	510	508

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、幼稚園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園等の設置又は運営を促進するための事業です。

令和元年度現在、事業は未実施であり、必要に応じて新規参入の事業者を支援します。

## 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、需給バランスを考慮しつつ、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、いわゆる小1プロブレムを解消するため、保幼小連絡協議会を充実します。

## 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を推進します。

## 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、子育て世代包括支援センターや今後整備を検討する子ども家庭総合支援拠点を通じて、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のために、働き方改革を促進するため、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本町は、幼稚園、保育園、認定こども園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供するため、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

また、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

## 7 外国につながる幼児への支援・配慮

町では、多文化共生の推進をしており、外国語による町ホームページの翻訳など、行政サービスの多言語化・多文化対応を進めるとともに、子どもも含めた外国人住民の生活課題の把握に努めながら、きめ細やかな生活支援を推進します。

また、本町の特色として日系ブラジル人を中心に約1,000人の外国人が生活しており、町内の保育施設等に通う外国人の子どもに対してどのような支援が必要か検討を進めます。

今後も国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、本町で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

## 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を対象として、その対象施設等を利用した際の費用を支給する「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

新たに始まった施設等利用給付については、円滑に給付事務を実施するため、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮しつつも、適正に施設の確認、給付認定、給付決定を行います。

また、施設の確認、公示、指導監査等については、県と情報共有、連携し、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。

## 第5章 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和5年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたり、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施については、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組み、さらなる充実を図ります。

図表46 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備計画〈単位：か所〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備か所数	5	5	5	5	5

図表47 放課後子供教室の整備計画〈単位：か所〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備か所数	5	5	5	5	5

## 第6章 配慮を必要とする子どもや家庭への支援（子どもの貧困対策に関する計画を含む）

### 1 子どもの貧困対策

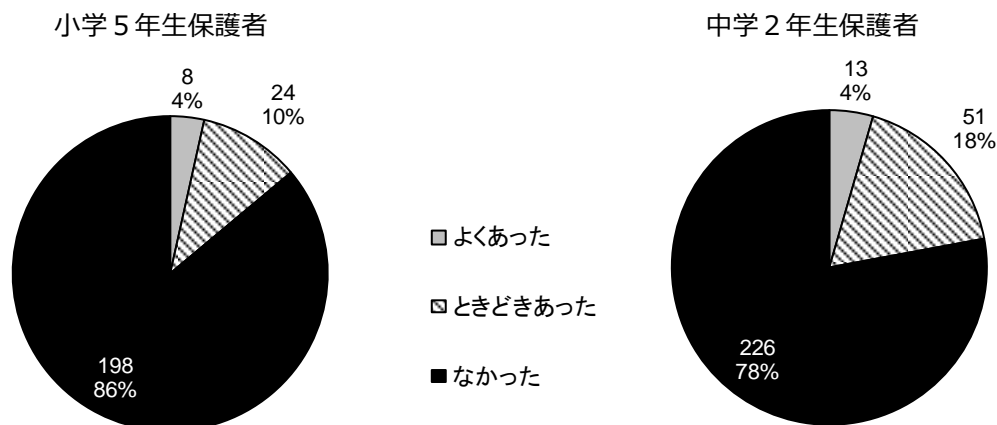
平成 28 年国民生活基礎調査によると、我が国における子どもの貧困率（17 歳以下）は 13.9%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均 13.2%（2013 年）を上回る状況です。

また、ひとり親家庭は、全国的に見て増加傾向であり、子どもの大学進学率が低いことや母子世帯における生活保護受給率、相対的貧困率の高さが指摘されています。

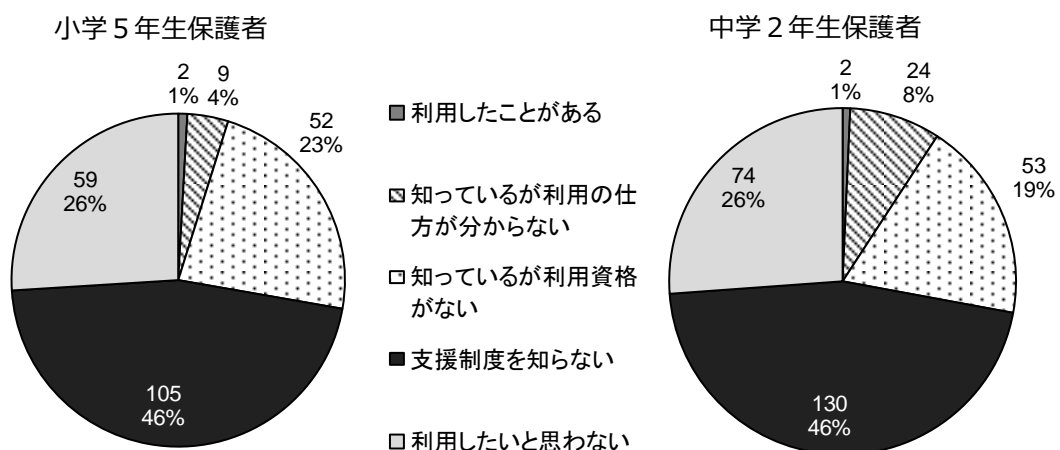
本町が平成 30 年度に実施した「子どもの生活に関する調査」によると、経済的な問題とともに余裕のない親の生活状態が、子どもたちの健康に影響を与える状況となっており、生活貧困層の子どもたちは、同世代の友人が「あたりまえ」に与えられているものを持たず、体験が不足している様子がうかがえます。

家庭環境が、子どもの将来の可能性を制限することがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、県の「埼玉県子育て応援行動計画」の方向性を踏まえつつ、ひとり親家庭等の自立を支援するため、「教育支援」「生活支援」「保護者への就労支援」「経済的支援」の4つの項目のもと、支援施策を総合的に展開します。

図表48 過去1年間の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料又は衣類が買えないこと



図表49 生活をしていく上で支援制度（生活困窮者自立相談、生活自立・仕事相談）を利用したこと



出典：平成 30 年度 「上里町子どもの生活に関する調査」

□経済的な要因により子どもを医療機関に連れて行かなかった経験がある

生活貧困層	7%
全体	2%

□朝食欠食率

生活貧困層	13%
全体	4%

出典：平成30年度「上里町子どもの生活に関する調査」

## 町の関連事業等 ～子どもの未来のために～

### 【教育支援】

事業等	内容
奨学資金貸付制度	● 学習意欲のある生徒又は学生でありながら、経済的理由により高等学校以上の学校へ進学困難な者に対し、奨学資金を貸し付けます。
中学生学力アップ教室	● 塾に通っていない町内の中学校に通う3年生を対象とし、学習に対する不安の解消、学習環境の整備をするため、放課後に学校での学習に係る予習及び復習を中心に支援を実施します。
上里っ子ジャンプ教室	● 塾に通っていない町内の小学校に通う6年生を対象とし、学習の理解を深めるため、放課後に学校での学習に係る予習及び復習の支援を実施します。

### 【生活支援】

事業等	内容
情報提供	● 町営住宅及び県営住宅の情報を提供します。また、生活相談や生活に役立つ情報の提供を行います。
子育て世代包括支援センター	● 妊娠期・出産前後・子育て期の多種多様な悩みを、利用者支援専門員（保育士）や母子保健コーディネーター（保健師）がサポートします。
子ども家庭総合支援拠点	● 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備を検討します。

### 【保護者への就労支援】

事業等	内容
就労支援事業	● 埼玉県と連携し、就労に係る相談体制を整え、支援を行います。

### 【経済的支援】

事業等	内容
児童扶養手当支給事業	● ひとり親家庭、又は父母のいずれかに障害がある世帯を対象に手当を支給します。
特別児童扶養手当支給事業	● 身体又は精神に重い障害がある20歳未満の児童を家庭で育てている方を対象に手当を支給します。
ひとり親等医療費支給事業	● 対象要件は児童扶養手当と同じであり、親及び子に対するかかった医療費の一部を助成します。



事業等	内容
就学援助事業	● 生活保護基準に準ずる程度の生活困窮世帯に対し、基準に応じ学用品費・給食費・修学旅行費などを支給します。
特別支援教育 就学奨励事業	● 特別支援学級に通っている子であって生活保護基準に準ずる程度の生活困窮世帯に対し、基準に応じ学用品費・給食費・修学旅行費などを支給します。

## 2 障害児の支援体制の構築

本町は、平成30年3月に策定した「第1期上里町障害児福祉計画」に基づき、障害児に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保に取り組むとともに、障害児及びその家族の意思を尊重し、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が必要となることから、その体制づくりに努めます。

事業等	内容
障害児相談支援事業	● 障害児の健やかな発育を促すため教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して障害児支援の推進や療育相談の実施に努めます。
障害児通所支援事業	● 障害児を対象に、日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う施設への通所支援等を行います。また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築に努めます。

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 推進の体制

本計画の推進にあたって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

点検・評価にあたっては、「上里町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は町民へ公表します。

## I 策定経緯

## 【平成 30 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 30 年 12 月 10 日 ～12 月 27 日	上里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 (就学前児童及び就学児(小学 1 年生～3 年生)を対象)
平成 31 年 3 月 15 日	平成 30 年度上里町子ども・子育て会議の開催 (1)平成 29 年度子ども・子育て支援事業計画実施状況について (2)子ども・子育て支援に関するニーズ調査の報告について (3)平成 31 年度開園の民間保育所の利用定員の変更について

## 【令和元年度】

年月日	調査及び会議等
令和元年 8 月 20 日	令和元年度第 1 回上里町子ども・子育て会議の開催 (1)平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画実施状況について (2)第 2 期上里町子ども・子育て支援事業計画の概要について (3)各事業の「量の見込み」について (4)町内保育園の利用定員について
10 月 24 日	令和元年度第 2 回上里町子ども・子育て会議の開催 (1)第 2 期上里町子ども・子育て支援事業計画【素案】について (2)今後のスケジュールについて
12 月 27 日 ～令和 2 年 1 月 27 日	パブリックコメントの実施
2 月 6 日	令和元年度第 3 回上里町子ども・子育て会議の開催 (1)第 2 期上里町子ども・子育て支援事業計画【案】について

改正

平成26年1月1日横書き施行

### 上里町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者の子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、上里町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) 町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て共生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子育て共生課長が定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

### 3 上里町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No	選出区分	所属機関等	氏名	備考
1	1号委員	保育園保護者 (中央保育園母の会代表)	武井 恵美	
2		幼稚園保護者 (上里幼稚園保護者会代表)	金井 泉	
3		上里町PTA連合会	島崎 勝	
4	2号委員	文教厚生常任委員会	高橋 仁	
5		上里町区長会	坂本 喜久夫	
6		民生児童委員協議会	清水 忠之	委員長
7		埼玉県熊谷児童相談所	菊池 陽吾	
8		上里町小中学校長会	福島 彰	
9	3号委員	上里町保育園	保坂 裕美	
10		上里町幼稚園	黒澤 昇	副委員長
11		上里町放課後児童クラブ	橘 涼子	
12		上里町子育てアドバイザー	下山 美代子	
13		上里町社会福祉協議会	相川 佳代	
14	4号委員	学識経験者	谷口 明廣	
15			南雲 千恵子	
16	5号委員	公 募	木村 あつ子	
17			倉林 幸枝	
18	6号委員	健康保険課(保健センター)	高橋 芳江	
19		教育委員会学校教育指導室	勝山 寛美	
20	事務局	子育て共生課長	間々田 由美	
21		子育て共生課子育て支援係長	阿佐美 由紀	
22		子育て共生課七本木児童館長	遠藤 友子	
23		子育て共生課子育て支援係主任	田口 和彦	

## 4 用語解説

### あ行

---

#### 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)

幼稚園において保育を必要とする2歳児の受け皿として定期的な預かりを行う事業です。

#### 医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

#### ICT

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報処理や通信技術の総称です。

### か行

---

#### 家庭的保育

保育者が、自宅の1階などに保育スペースを設置して、満3歳未満の児童を少人数で家庭的な雰囲気を大切にしながら保育を行う保育事業です。

#### 上里町総合振興計画

町の行政運営全体の指針を取りまとめ、広く住民に対してまちづくりの長期的展望を示した、町の最上位計画です。

#### 企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

#### 居宅訪問型保育

保育者が、保護者の自宅で満3歳未満の児童を対象に1対1の保育を行う事業です。

#### 経済協力開発機構(OECD)

欧米諸国、アメリカ、日本などを含む約30か国の加盟国によって構成されており、「世界最大のシンクタンク」として様々な分野における政策調整・協力、意見交換などを行っています。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

#### 子育て安心プラン

待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備するプランです。

#### 子育て支援センター

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点です。

## 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行います。

## 子育てのための施設等利用給付認定

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のことであります。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。

## 子どもの貧困対策推進法

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律です。(平成 26 年 1 月 17 日施行)

## さ行

---

### 埼玉県子育て応援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策推進法第 9 条に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として位置づけられた埼玉県の計画です。

### 事業所内保育

事業所の保育施設などで、従業員の満 3 歳未満の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

### 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条に基づき市町村等が策定する、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等に関する5か年計画です。

### 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定めた計画です。

### 小規模保育

満3歳児未満の少人数(定員6から19名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育事業です。

### 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するものです。(平成 30 年9月 14 日公表)



## た行

---

### 男女共同参画推進プラン

男女共同参画社会基本法第9条並びに第14条に基づき、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を着実に推進するための計画で、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」の位置づけを併せ持つものです。

### 地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づく計画で、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするものです。

### 特定地域型保育事業

平成27年4月に導入された子ども・子育て支援新制度に基づく、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の各事業のことです。

## な行

---

### ニッポン一億総活躍プラン

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランです。(平成28年6月2日閣議決定)

### 認定こども園

幼児教育、保育及び地域の子育て支援を一体的に行う施設です。

## は行

---

### 病児・緊急対応強化事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)において、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等を実施するための事業です。

### 放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

### 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するものです。

### 母子保健コーディネーター

妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなげる者です。

## や行

---

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度です。

### 要保護児童対策協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関です。

## ら行

---

### 利用者支援専門員

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等です。

---

## 第2期上里町子ども・子育て支援事業計画

---

上里町子育て共生課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

TEL 0495-35-1221 (代表) FAX 0495-33-2429

E-mail: [kosodatekyousei@town.kamisato.saitama.jp](mailto:kosodatekyousei@town.kamisato.saitama.jp)

上里町ホームページ: <http://www.town.kamisato.saitama.jp/>